

警報発令時などの登下校について

- 1 午前7時現在「伊丹市」に、
 - (1) 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、自宅待機し、
 - ① 午前9時までに解除された場合は、登校を開始する。
 - ② 午前9時以後も警報が解除されない場合は、臨時休業とする。
 - ③ 伊丹市に上記以外の警報が発令され、地域により登下校の危険が予想される場合は、学校長の判断で臨時休業とする。
 - (2) いずれかの「特別警報」が発令された場合
 - ① 登校以前に、発令の場合
午前7時現在、発令されている場合、臨時休校とする。
 - ② 登校後に、発令の場合
 - ア) 学校待機とする。
 - イ) 「特別警報」解除後は、教育委員会と協議のうえ、状況に応じた安全措置を講じる。
(下校、又は学校待機継続等)
 - (3) 警報が解除されて登校する際も、家の近辺及び通学路の安全を十分に確認して、注意しながら登校する。(状況により、危険だと思われる場合は、無理をせず、自宅待機をさせ、その旨を学校へ連絡する。 TEL 072-782-0410)
- 2 伊丹市に地震が発生した場合
 - (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とする。
 - (2) 震度5弱未満の地震が発生した場合は、原則として、通学路などの安全を十分に確保して注意しながら登校する。
 - (3) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、下校か学校で待機するなど教育委員会と協議のうえ、状況に応じた安全措置を講じる。
- 3 留意点
 - (1) 前日より、警報発令が予想されるときは、部活動の早朝練習は中止します。
 - (2) 警報解除などにより、登校する場合、遅刻などの心配はせず、安全第一で行動してください。
 - (3) 留守家庭生徒については、あらかじめ近所の方にお問い合わせするなど、非常の際適切な対応がとれるようにしてください。
 - (4) 登校後、警報が発令された場合は、校区・通学路等の安全を確認して、教師による下校指導を行います。
 - (5) 電話による連絡が予測されるときは、すぐにつながるよう長電話等は控えてください。保護者用サクラメールによる連絡は行います。